

## 事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資課

### 1. 基本情報

- (1) 国名：ナイジェリア連邦共和国（以下、「ナイジェリア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ナイジェリア全土
- (3) 案件名：気候変動対策支援事業
- (4) L/A 調印日：2023 年 11 月 15 日

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国におけるセクターにかかる開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ナイジェリアは 2016 年パリ協定に署名、翌 2017 年に批准し、それ以降、気候変動対策への取り組みを強化している。例えば、2021 年 7 月には、国ごとの温室効果ガス（以下、「GHG」という。）削減目標を定めた Nationally Determined Contribution（以下、「NDC」という。）を改訂し、エネルギー、農業を含む重点セクターを定めた上、2030 年までに GDP 当たりの温室効果ガス CO<sub>2</sub> 換算（トン）を無条件で 2010 年から 2014 年の基準期間に比べ 20% 削減し、さらに先進国からの気候変動資金、技術移転、能力開発等の条件付きベースで 47%削減することを掲げている（出典：ナイジェリア環境省）。また、ナイジェリア政府は National Development Plan（2021-2025）（以下、「NDP 2021-2025」という。）等の国家の軸となる開発・経済計画において、農業セクターを通じた気候変動対策に向けた貢献を掲げており、持続的な食料生産基盤づくりのため、作物の総作付け面積を 2018 年 34 百万ヘクタール→2025 年 42 百万ヘクタールへ増加、作物のバリューチェーン改善を通じ農作物の収穫後ロスを 2020 年 60%→2025 年 30%へ削減する等の目標を示している。

しかしながら、NDC で掲げた GHG 削減目標の達成には、2021 年から 2030 年の間に 1,770 億ドル（ナイジェリアの 2021 年 GDP の 40%）程度の投資が必要とされ、ナイジェリア政府は同目標期間中に 1.8 兆ナイラ（2021 年 GDP の約 1%）の政府支出を発表しているが、公共投資だけでは賅えず、必要資金の多くを開発機関からの支援及び民間セクター資金活用により賅う必要がある（出典：NDP2021-2025）。また、ナイジェリア政府は農業、電力、エネルギー分野を中心とする気候変動対策事業促進のため、約 2 億 5,000 万米ドルの資金をグリーンボンド発行により調達する目標を発表し、また公的支出を補完する手段として、広く国内外より気候変動対策に資する民間資金を動員する方針を掲げている（出典：National Climate Change Policy For Nigeria 2021-2030）。

本事業融資先である Access Bank は、ナイジェリアの最大手商業銀行であり、2022 年 3 月末時点の総資産額は 12 兆ナイラ、総貸出額は 4.5 兆ナイラ、

総預金額は 7.4 兆ナイラに達し、国内第一位のシェアを有する。Access Bank は The International Capital Market Association（以下、「ICMA」という。）や Loan Market Association（以下、「LMA」という。）の国際基準に基づくグリーンボンド・グリーンファイナンスフレームワークを策定しており、グリーンボンド発行で調達した資金を GHG 削減に資する事業へ融資するなど、国内随一の民間企業とのネットワークを通じて、気候変動対策に資する融資を促進している。本事業は、ナイジェリアの最大手商業銀行への融資を通じて、気候変動対策に資する民間事業会社への資金供給を促すものである。特に、Access Bank は新再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）・省エネルギー（以下、「省エネ」という。）事業セクター、農業セクター向けの融資を強化しているところであり、本事業ではこれらセクターを中心として民間事業者への資金供給の促進を図る。

## （２）当該国における我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置付け

2022 年 8 月に開催された TICAD8 における「チュニス宣言」において、再生可能エネルギーやクリーンエネルギー技術の活用を促進し、温室効果ガスの排出量低減への構造転換の必要性を強調し、「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」の立ち上げを表明している。我が国の「対ナイジェリア国別開発協力量針（2017 年 9 月）」においては、農業開発による経済の多角化・産業振興や、電力分野におけるインフラ整備を通じた「質の高い経済成長のための基盤づくり」が重点分野として定められている。JICA はグローバルアジェンダにおいて、温室効果ガスの排出削減・吸収増進に取り組むための「緩和策」として再エネの導入や省エネ促進に取り組むことや、予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」として様々な農業事業の実施を協力量針として掲げ、特にアフリカの農業分野では「JICA 食料安全保障イニシアティブ」を掲げている。さらに、2023 年 5 月に岸田総理大臣が G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベントで設置を表明した「気候変動対策促進ファシリティ（ACCESS）」及び「食料安全保障対応ファシリティ（SAFE）」にも本件は合致する。また、JICA の「国別分析ペーパー（2015 年 3 月）」においては、経済成長の中長期的な持続可能性を確保するための基礎インフラの整備への協力が掲げられており、「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」（無償資金協力）等を通じた電力供給増強、農業開発のためのインフラ開発等の気候変動対策に資する事業が展開されており、本事業は同方針に一致するものである。

## 3. 事業概要

### （１）事業概要

#### ① 事業の目的

本事業は、ナイジェリアにおいて、Access Bank への長期融資を行うことにより、気候変動対策に資する省エネ・再エネ・農業関連事業を担う民間事業者への資金供給を図り、もって同国の気候変動の緩和と適応推進に寄与するもの。

② 事業内容

Access Bank への長期融資を通じて、エネルギー分野及び農業分野をはじめとするナイジェリアの気候変動対策に資する活動を行う民間事業者へ転貸される。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

ナイジェリアにおける省エネ・再エネ・農業関連事業を担う民間事業者。

(2) 総事業費：約 375 百万米ドル（内、JICA 融資額 75 百万米ドル）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）：

2023 年 11 月～2030 年 11 月

(4) 事業実施体制

1) 借入人：Access Bank

2) 事業実施機関：Access Bank

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：特に無し。

2) 他援助機関等との援助活動：米国国際開発金融公社（USDFC）との協調

融資。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」という。）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。

(7) 横断的事項：本事業は、再生可能エネルギーの利用促進等による温室効果ガス排出量削減が期待され、気候変動緩和策に資する可能性がある。また、農業セクターにおけるバリューチェーン構築支援等を通じて気候変動適応策に資する可能性がある。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由> 審査でジェンダー主流化ニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するには至らなかったため。

(9) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業効果

##### (1) 定量的効果

指標名	基準値 (2023年6 月末実績 値)	目標値 (2025年10月) (JICAと借入人の融資 契約調印から2年後)
JICA 貸付実行による気候変動対策 事業の融資承諾額	0	75 百万米ドル
うち、再エネ・省エネ事業向け融資 承諾額	0	25 百万米ドル
うち、農業セクター事業向け融資承 諾額	0	50 百万米ドル

参考値として Access Bank の再エネ・省エネ事業向けの融資残高や借入事業者数、融資先事業による導入設備による発電容量・出力 (MW)、GHG 排出削減効果 (t/年)、Access Bank の農業事業向けの融資残高や借入事業者数についてモニタリングする。

##### (2) 定性的効果

再エネ電源開発の促進、電力需給環境の改善、環境負荷の低い農法の普及や水利用、農業セクターにおける気候変動に対するレジリエンス強化 (農業生産の増加や農業生産性の向上、生産加工や輸送インフラ等農業バリューチェーン改善など)。

#### 5. 前提条件・外部条件

特になし

#### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド向け円借款 (ツーステップローン) 事業「新・再生可能エネルギー支援事業」の事後評価 (評価年度 2016 年) では、審査時に仲介金融機関の審査能力だけでなく、モニタリング体制も確認し、不十分とみなされる場合においては、債権管理の能力強化の目的からもモニタリングシステム構築の必要性の有無を判断すべきであったとの教訓が得られている。

本件の審査において、Access Bank の融資案件取上げにかかる与信判断プロセスや審査及び債権管理を含む事業のモニタリング体制等、十分な与信管理能力・体制を構築していることを確認した。また、Access Bank は ICMA や LMA 等により規定される国際的な気候変動対策基準に準じ、独自のフレームワークや内部規定、マニュアルを構築しており、これらに則り、融資案件発掘、事業選定、審査、モニタリングに至るまで、Access Bank 内部で統合的な管理

体制が構築、実践されていることを確認した。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題、開発政策、並びに、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、Access Bank への長期融資を通じて、気候変動対策に資する省エネ・再エネ・農業関連事業を担う民間事業者への資金供給を図り、もって同国の気候変動の緩和と適応推進に資するものであり、SDGs のゴール 2（食糧安全保障）、7（クリーンエネルギーへのアクセス）、13（気候変動への対応）及び 17（パートナーシップ）に貢献すると考えられることから、海外投融資を通じた支援の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
  - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール（予定）
  - L/A 調印 2 年後めどに事後評価実施。

以 上